

「監査委員会規則（ひな型）」新旧対照表

「監査委員会規則（ひな型）」（2015年7月23日制定）を次のとおり改定する。

（注）修正箇所については、太下線を付し表示している。

新	旧
監査委員会規則（ひな型） 公益社団法人日本監査役協会 2015年7月23日制定 <u>2021年7月13日最終改定</u>	監査委員会規則（ひな型） 公益社団法人日本監査役協会 平成27年7月23日制定
第1条 （省 略） （組織） 第2条 1. ～3.（省 略） 4. <u>前項のほか、監査委員会は、第9条に掲げる事項を行う監査委員</u> <u>（以下、本規則において「選定監査委員」という。）及び第10条に</u> <u>掲げる事項を行う監査委員（以下、本規則において「特定監査委員</u> <u>という。）を置く。</u>	第1条 （省 略） （組織） 第2条 1. ～3.（省 略） （新 設）

新	旧
<p>第3条～第7条（省 略）</p> <p>（監査委員会の決議事項）</p> <p>第8条</p> <p>監査委員会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、下記の事項を決議する。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 常勤の<u>監査委員</u>の選定又は解職（注5）</p> <p>三 選定監査委員の選定</p> <p>四 特定監査委員の選定（注6）</p> <p>五～六（省 略）</p> <p>七 監査費用の予算、選定監査委員が行う職務の<u>執行</u>に関する事項 など監査委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項</p> <p>八～十五（省 略）</p> <p>（選定監査委員）（注9）</p> <p>第9条</p> <p>1. 監査委員会は、次に掲げる事項を行う選定監査委員を定める。</p> <p>一～三（省 略）</p> <p>四 第12条第1項第1号に定める手続に従い会計監査人を解任した場合の解任後最初の株主総会における解任の旨及びその理由</p>	<p>第3条～第7条（省 略）</p> <p>（監査委員会の決議事項）</p> <p>第8条</p> <p><u>1.</u> 監査委員会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、下記の事項を決議する。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 常勤監査委員の選定又は解職（注5）</p> <p>三 <u>第9条に掲げる事項を行う監査委員（以下、本規則において「選定監査委員」という。）</u>の選定</p> <p>四 <u>第10条に掲げる事項を行う監査委員（以下、本規則において「特定監査委員」という。）</u>の選定（注6）</p> <p>五～六（省 略）</p> <p>七 監査費用の予算、選定監査委員が行う職務の<u>遂行</u>に関する事項 など監査委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項</p> <p>八～十五（省 略）</p> <p>（選定監査委員）（注9）</p> <p>第9条</p> <p>1. 監査委員会は、次に掲げる事項を行う選定監査委員を定める。</p> <p>一～三（省 略）</p> <p>四 第12条第1項第1号に定める手続に従い会計監査人を解任した場合の解任後最初の株主総会における解任の旨及びその理由</p>

新	旧
<p>の報告</p> <p>五～六（省 略）</p> <p>七 会社と執行役又は取締役（監査委員を除く。）間の訴訟において 会社を代表すること</p> <p>八（省 略）</p> <p>2.（省 略）</p> <p>（特定監査委員）（注 10）</p> <p>第 10 条</p> <p>1. 監査委員会は、その決議によって次に掲げる職務を行う特定監査 委員を定める。</p> <p>一～七（省 略）</p> <p>2.（省 略）</p> <p>（会計監査人の報酬等に対する同意）</p> <p>第 11 条</p> <p>会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等に対 する同意は、<u>法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、</u>監査委員 会の決議によって行う。</p> <p>（監査委員の全員の同意事項）</p> <p>第 12 条</p> <p>1. 監査委員の全員の同意を要する下記の事項については、監査委員</p>	<p>の説明</p> <p>五～六（省 略）</p> <p>七 会社と取締役間の訴訟において会社を代表すること</p> <p>八（省 略）</p> <p>2.（省 略）</p> <p>（特定監査委員）（注 10）</p> <p>第 10 条</p> <p>1. 監査委員会は、その決議によって次に掲げる職務を行う者（以下、 <u>本条において「特定監査委員」という。</u>）を定める。</p> <p>一～七（省 略）</p> <p>2.（省 略）</p> <p>（会計監査人の報酬等に対する同意）</p> <p>第 11 条</p> <p>会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等に対 する同意は、監査委員会の決議によって行う。</p> <p>（監査委員の全員の同意事項）</p> <p>第 12 条</p> <p>1. 監査委員の全員の同意を要する下記の事項については、監査委員</p>

新	旧
<p>会における協議を経て行うことができる。(注 14)</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 <u>取締役(監査委員を除く。以下本条において同じ。)及び執行役</u>の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出すること</p> <p>三 取締役会決議によって<u>取締役及び執行役</u>の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること</p> <p>四 定款の規定に基づき<u>取締役及び執行役</u>の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出すること</p> <p>五 非業務執行取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること</p> <p>六 株主代表訴訟において会社が被告<u>である取締役及び執行役並びにこれらの者であった者の側へ補助参加すること</u></p> <p>七 <u>取締役及び執行役並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟において会社が和解をすること</u></p>	<p>会における協議を経て行うことができる。(注 14)</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出すること</p> <p>三 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること</p> <p>四 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出すること</p> <p>五 非業務執行取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること</p> <p>六 株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加すること</p>
<p>2. (省 略)</p>	<p>(新 設)</p> <p>2. (省 略)</p>
<p>第 13 条～第 14 条 (省 略)</p>	<p>第 13 条～第 14 条 (省 略)</p>
<p>(監査報告の作成)</p> <p>第 15 条</p> <p>1. ～ 2. (省 略)</p> <p>3. 監査委員会の監査報告には各監査委員が署名又は記名押印 (電子</p>	<p>(監査報告の作成)</p> <p>第 15 条</p> <p>1. ～ 2. (省 略)</p> <p>3. 監査委員会の監査報告には各監査委員が署名又は記名押印 (電子</p>

新	旧
<p>署名を含む。)する。常勤の監査委員及び社外監査委員はその旨を記載又は記録する。(注18)</p> <p>4. (省 略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条</p> <p>1. 監査委員会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監査委員がこれに署名又は記名押印(電子署名を含む。)する。 一～六(省 略)</p> <p>2. ～3.(省 略)</p> <p>第17条(省 略)</p> <p>(監査委員会監査基準)</p> <p>第18条</p> <p>監査委員会及び監査委員の監査に関する事項は、法令又は定款若しくは本監査委員会規則に定める事項のほか、<u>監査委員会において定める監査委員会監査基準</u>による。</p> <p>第19条(省 略)</p> <p>(附則)</p> <p>本規則は、○年○月○日より実施する。</p>	<p>署名を含む。)する。常勤の監査委員及び社外<u>取締役である</u>監査委員はその旨を記載又は記録する。(注18)</p> <p>4. (省 略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条</p> <p>1. 監査委員は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監査委員がこれに署名又は記名押印(電子署名を含む。)する。 一～六(省 略)</p> <p>2. ～3.(省 略)</p> <p>第17条(省 略)</p> <p>(監査委員会監査基準)</p> <p>第18条</p> <p>監査委員会及び監査委員の監査に関する事項は、法令又は定款若しくは本監査委員会規則に定める事項のほか、監査委員会監査基準による。</p> <p>第19条(省 略)</p> <p>(附則)</p> <p>本規則は、<u>平成</u>○年○月○日より実施する。</p>

新	旧
<p>(注1)～(注6) (省 略)</p> <p>(注7) 法令上、会計監査人の任期については、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる旨規定されているにとどまり(会社法第338条第2項)、会計監査人の再任について監査委員会が審議・決定等しなければならない旨の規定はない。ただし、本ひな型では、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の<u>内容の決定</u>(会社法第404条第2項第2号)の規定趣旨に鑑み、会計監査人の再任の適否を監査委員会で毎期決定する旨を規定している。</p> <p>(注8)～(注10) (省 略)</p> <p>(注11) 法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領するのは、監査委員会である。本ひな型では、実務の便利に鑑み、これらを取締役から受領し、他の監査委員に対し送付することについては、特定監査委員の職務とすることとしている。</p> <p>(注12)～(注13) (省 略)</p> <p>(注14) 法令上、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査委員の全員の同意、取締役の責任の一部免除に関する監査委員の全員の同意、<u>株主代表訴訟において会社が被告である取締役及び執行役並びにこれらの者であった者の側へ補助参加することに対する監査委員の全員の同意</u></p>	<p>(注1)～(注6) (省 略)</p> <p>(注7) 法令上、会計監査人の任期については、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる旨規定されているにとどまり(会社法第338条第2項)、会計監査人の再任について監査委員会が審議・決定等しなければならない旨の規定はない。ただし、本ひな型では、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の<u>決定等</u>(会社法第344条)の規定趣旨に<u>かんがみ</u>、会計監査人の再任の適否を監査委員会で毎期決定する旨を規定している。</p> <p>(注8)～(注10) (省 略)</p> <p>(注11) 法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領するのは、監査委員会である。本ひな型では、実務の便利に<u>かんがみ</u>、これらを取締役から受領し、他の監査委員に対し送付することについては、特定監査委員の職務とすることとしている。</p> <p>(注12)～(注13) (省 略)</p> <p>(注14) 法令上、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査委員の全員の同意、取締役の責任の一部免除に関する監査委員の全員の同意<u>及び株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する監査委員の全員の同意</u>は、監査委員会の決議を要しない(会社法第340</p>

新	旧
<p><u>及び取締役及び執行役並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟において会社が和解をすることに対する監査委員の全員の同意は、監査委員会の決議を要しない（会社法第340条第1項、第6項、第425条第3項、第426条第2項、第427条第3項、第849条第3項、第849条の2）。</u>ただし、本ひな型では、これらの重要性に<u>鑑み</u>、監査委員会における協議を経て同意することができる旨規定している。</p> <p>(注15)～(注16) (省 略)</p> <p>(注17) 法令上、監査委員会が監査報告を作成する場合には、監査委員会の決議をもって定めなければならない（会社法施行規則第131条第2項、会社計算規則第129条第2項）。</p> <p>(注18) 法令上、監査報告には、監査委員の署名又は記名押印は求められていない。また、常勤の監査委員及び社外監査委員である旨の表示も求められていないが、監査報告の真実性を確保し、かつ、監査の信頼性を確保するためにも、各監査委員は自署した上で押印すること（<u>電磁的記録により作成された場合には電子署名を行うこと</u>）とし、常勤の監査委員及び社外監査委員にはその旨表示することが望ましい。</p> <p><u>なお、自署押印に関する考え方については、日本監査役協会「監査上の主要な検討事項（KAM）及びコロナ禍における実務の変化等を踏まえた監査役等の監査報告の記載について」11頁以下参照。</u></p>	<p>条、第425条第3項、第426条第2項、第427条第3項、第849条第3項）。ただし、本ひな型では、これらの重要性に<u>かんがみ</u>、監査委員会における協議を経て同意することができる旨規定している。</p> <p>(注15)～(注16) (省 略)</p> <p>(注17) 法令上、監査委員会が監査報告を作成する場合には、監査委員会の決議をもって定めなければならない（会社法施行規則第130条の2第2項、会社計算規則第128条の2第2項）。</p> <p>(注18) 法令上、監査報告には、監査委員の署名又は記名押印は求められていない。また、常勤の監査委員及び社外監査委員である旨の表示も求められていないが、監査報告の真実性を確保し、かつ、監査の信頼性を確保するためにも、各監査委員は自署した上で押印することとし、常勤の監査委員及び社外監査委員にはその旨表示することが望ましい。</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">以 上</p> <p>添付参考資料 (1) (省 略)</p> <p>添付参考資料 (2)</p> <p>会社法上の個々の監査委員の権限義務</p> <p>(1) 調査・報告に関する権限 執行役から報告を受ける権限 (会社法第 419 条第 1 項)</p> <p>(2) ①～② (省 略)</p> <p style="text-align: right;">((5) ②)</p> <p>③ 取締役会への報告義務 (会社法第 406 条)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 監督是正措置に関する権限</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 各種の訴訟提起権及び手続申立権 (会社法第 477 条第 6 項、第 510 条、第 511 条第 1 項、第 522 条第 1 項、第 828 条、第 831 条)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(5) その他の権限</p> <p><u>① 会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等</u> (会社法第 408 条)</p> <p><u>② 会社が取締役 (監査委員を除く。) 及び執行役並びにこれらの者</u></p>	<p style="text-align: right;">以 上</p> <p>添付参考資料 (1) (省 略)</p> <p>添付参考資料 (2)</p> <p>会社法上の個々の監査委員の権限義務</p> <p>(1) 調査・報告に関する権限</p> <p>① 執行役から報告を受ける権限 (会社法第 419 条第 1 項)</p> <p>(2) ①～② (省 略)</p> <p>③ <u>会社が取締役 (監査委員を除く。) を補助するための訴訟参加に 関する同意 (会社法第 849 条第 3 項)</u></p> <p>④ 取締役会への報告義務 (会社法第 406 条)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 監督是正措置に関する権限</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 各種の訴提起権及び手続申立権 (会社法第 477 条第 6 項、第 510 条、第 511 条第 1 項、第 522 条第 1 項、第 828 条、第 831 条)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(5) その他の権限</p> <p><u>取締役・会社間の訴訟代表権 (会社法第 408 条)</u></p> <p style="text-align: right;">((2) ③)</p>

新	旧
<p><u>であった者を補助するための訴訟参加に関する同意（会社法第849条第3項）</u></p> <p><u>② 取締役（監査委員を除く。）及び執行役並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟の和解（会社法849条の2）</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>